

議会報告会での要望・意見に関する事業等の進捗状況調査表

課等の名称

都市づくり課

項目		高出地区 NO.5		調整区域の見直し				
議会報告会での要望・意見		内容	松本市では、市街化区域に隣接していれば、一定の条件はあるが編入が認められる。塩尻市では地方事務所に申請すればできると聞いている。高出地区は人口増加しているが偏りがあるため、市街化調整区域の人口増対策が必要だが調整区域の見直しについてどうか。					
担当部課での対応状況	地域づくり課	地元からの要望		1	あり	時期		年度
				2	なし			
	担当課	1 把握していない	1	今後実施可能	実施時期		年度	
			2	今後実施は困難	具体的な理由	※ 別欄へご記入ください		
		2 把握している	1	把握しているが未実施	具体的な理由	※ 別欄へご記入ください		
			2	実施計画策定	時期		年度	
			3	予算措置	時期		年度	
				予算額			千円	
			4	事業完了	時期		年度	月
				事業に要した額			千円	
5	次年度以降取組み予定							
関係法令・内部規程等 (関連法令があればご記入ください。)		関係法令						
		内部規程						
総合計画との関連 (総合計画との関連があればご記入ください。)		第4章 安全で機能的なまちをともにつくる 第2節 機能的なまちをつくる 第1項 計画的な土地利用を促進します 主な事業						
※実施困難な理由 (障害となるもの等を具体的に ご記入ください。)		市街化区域の見直しについては、県が定める都市計画マスタープランの方針に基づき、地域住民の合意形成のもと土地区画整理事業などの整備を行い区域拡大を図っております。 高出地区においては高出南地区が特定保留地区として市街化区域編入を目指してきましたが、地元合意が整わず特定保留を解除した経緯があります。 今後は人口減少社会を迎えることから、コンパクトで機能的なまちづくりが求められており、市街化区域の拡大については、都市計画マスタープラン等の土地利用計画と整合を図りながら進めていきたい。 なお、市街化区域への編入を地方事務所に申請して行うという制度は、無いと思われ ます。						
その他 特記事項 (既に取組んでいる場合、どんな取組みをされているのか、また今後どのような取組みをされる予定があるかなどをご記入ください。)								